

令和8年度松本市アルプスエリアスノーリゾート再構築事業マスタープラン策定業務
公募型プロポーザル提案説明書

1 事業趣旨

近年、人口減少や降雪量の減少の影響で、スキー場の持続的な運営が難しくなっている。松本市にある2つのスキー場も例外ではない。野麦峠スキー場は財政赤字が常態化し、Mt.乗鞍スノーリゾートでは運営会社が営業継続の困難を表明、地域の有志が暫定的に経営を引き継ぐなど、両スキー場とも存続の岐路に立たされている。一方で、野麦峠スキー場の活性化を目指す「野麦峠スキー場盛り上げ隊」の結成や、Mt.乗鞍スノーリゾートでのクラウドファンディングを活用した資金調達など、地域主体のスキー場活性化の取り組みが活発化している。

本業務は、こうした背景を受け、地域経済の核である両スキー場について野麦峠と乗鞍それぞれの特性を踏まえた持続可能な将来展望の検討のため、オールシーズン型の山岳リゾートへの展開可能性を含めた中長期的・定量的な分析を盛り込んだマスタープランをそれぞれ策定するもの。

特に、Mt.乗鞍スノーリゾートについては、新たな経営主体への事業承継を支援する観点から、継承事業者の参入促進となる客観的な資料が求められる。

2 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務概要

(1) 業務名称

令和8年度松本市アルプスエリアスノーリゾート再構築事業マスタープラン策定業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度松本市アルプスエリアスノーリゾート再構築事業マスタープラン策定業務仕様書」のとおり

4 業務委託料上限額

25,460,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 企画提案を求める内容

(1) 現状把握と課題認識

ア 野麦峠スキー場およびMt.乗鞍スノーリゾートの現状とこれまでの経緯、松本市が抱える課題について考えを示すこと。

イ 仕様書に記載された現状分析の実施にあたり、どのようなデータの収集方法、分析

手法を用いるか提案すること。また、仕様書記載の分析以外に必要と考えられる項目があれば提案すること。

(2) マスタープランの構成と表現

ア 多様な関係者にとってわかりやすく、両スキー場およびアルプスエリアのスキーリゾートとしての持続可能な将来展望を検討・判断するための重要な資料として活用できるよう、その構成案、情報整理の方法、および表現に関する具体的な工夫と、その考え方が提案すること。

(3) 地域経済への貢献と持続可能性

ア 両スキー場が地域経済にとってどれだけ重要であるかを評価する方法を示すこと。

イ 気候変動や人口減少といった社会の変化に対応し、スキー場の運営や地域全体の観光を持続可能にするための視点や工夫を盛り込むこと。

ウ 将来的に事業を担う外部の経営主体（民間企業、地域団体など）が、積極的に参入したくなるマスタープランとするための考え方や手法を示すこと。

(4) 組織運営体制と自治体関与の方向性

ア 松本市がスキー場の運営や再生において、どのような役割を担い、どのように関与すべきかといった論点について、提案者がどのような視点やアプローチで検討し、最適なあり方を導き出すかを示すこと。

(5) 将来ビジョンの具体性と実現可能性

ア 両スキー場それぞれの「あるべき姿」およびアルプスエリアのスキーリゾートとしての将来展望について、検討・判断するにあたって基本的な考え方やアプローチ、重視する視点を論理的に示すこと。

(6) 業務実施体制・方法

ア 本業務の複雑な課題解決に向けた、合理的かつ効率的な業務の進め方（現状分析、戦略立案、マスタープラン策定までのプロセス、アウトプットの質など）を具体的に無理のない実施スケジュールで提案すること。

イ 関係者（松本市、地元有志、地域住民、現行管理者、関連事業者など）からの多様な意見聴取・調整を適切かつ効果的に行うための方法を提案すること。

ウ スキー場経営・運営、観光地域づくり、事業再生、公共政策、地域経済分析、不動産活用など、本業務に必要とされる多岐にわたる専門知識と経験を有する体制を提案すること。

エ 類似の計画策定や地域開発、事業再生、公的施設の活用といった業務において、十分な経験と実績を持っていることを示すこと。

6 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することがで

きないとされた者ではないこと。

- (2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
 - (3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
 - (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
 - (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
 - (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。
 - (7) 本業務に必要とされるスキー場経営・運営、観光地域づくり、事業再生、公共政策、地域経済分析、不動産活用など多岐にわたる専門知識と経験を有する体制を有しており、かつ、類似の計画策定や地域開発、事業再生、公的施設の活用といった業務において、経験と実績を有すること。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが上記を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 企画提案の公募開始	令和8年4月 1日（水）
イ 質問書の提出期限	令和8年4月 7日（火）正午まで
ウ 質問書に対する回答	令和8年4月10日（金）※ ¹
エ 参加表明書提出期限	令和8年4月17日（金）正午まで
オ 参加資格審査及び結果通知	令和8年4月22日（水）※ ¹
カ 企画提案書提出期限	令和8年5月 7日（木）正午まで
キ 書面審査結果通知	令和8年5月13日（水）※ ¹ ※ ²
ク プレゼンテーション審査	令和8年5月22日（金）※ ¹

※¹ 予定が変更する場合があります。

※² 本プロポーザル参加事業者が3社以下の場合、書面審査を実施しない。

(2) 参加表明書の提出

下記の提出書類ア～クについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。なお、令和8年度の松本市入札参加資格を有する者は、ウ～クについて提出を省略できる。

- ア 参加表明書（様式4）
- イ 誓約書（様式5）
- ウ 会社概要

- エ 登記事項証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）
- オ 国税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）
※未納の税額がないことがわかる証明書
- カ 市税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）
※松本市内に事業所を有する場合、未納の税額がないことがわかる証明書
- キ 財務諸表（提出日から直近のもの）
- ク 印鑑証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）
※印鑑証明書と契約等に使用する印鑑が異なる場合、使用印鑑届（様式8）を提出すること。

(3) 質問の受付と回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問書（様式7）に質問の要旨を簡潔に記入し、質問受付期間内に電子メールで送信するものとする。なお、メールのタイトルは「(団体名) 令和8年度松本市アルプスエリアスノーリゾート再構築事業マスタープラン策定業務質問書」とする。

質問を受けた場合は質問者に対して回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を松本市ホームページで公表する。

(4) 企画提案書の提出

下記の提出書類ア～オについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により、必要部数（イ、エ、オについては社名入り1部、社名無し10部、その他については各1部）及びPDF形式の電子媒体（CD又はDVD）1部を提出すること。

なお、エ見積書の内訳書及びオ業務実施スケジュールについては企画提案書の中に記載すること。

- ア 提案書類提出書（様式1）
- イ 企画提案書（A4両面印刷、長辺2点留め）
- ウ 本業務に関する提案見積書（様式2）
- エ 上記ウの内訳書（様式任意）
- オ 業務実施スケジュール（様式任意）
- カ 業務協力予定書（様式3）

※共同提案を予定している場合のみ

(5) その他の留意事項

- ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ 必要に応じて、提案書に関するヒアリングを行うことがある。
- カ 審査の公正を期するため、社名無しの企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークな

ど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

8 選定方法

「令和8年度松本市アルプスエリアスノーリゾート再構築事業マスタープラン策定業務企画競争実施委員会」の審査において、下記の評価項目及び内容に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者（契約候補者）を選定する。

(1) 評価項目及び内容

ア 技術評価（630点満点）

評価項目		評価内容	評価点
1	現状把握と課題認識 (70点)	野麦峠スキー場および Mt. 乗鞍スノーリゾートの現状とこれまでの経緯、松本市が抱える課題を的確に理解しているか。	35
		現状分析の実施にあたり、どのようなデータの収集方法、分析手法を用いるか提案されているか。	35
2	マスタープランの構成と表現 (105点)	多様な関係者にとってわかりやすく、両スキー場およびアルプスエリアのスノーリゾートとしての持続可能な将来展望を検討・判断するための重要な資料として活用できるよう、その構成案、情報整理の方法、および表現に関する具体的な工夫と、その考え方が提案されているか。	105
3	地域経済への貢献と持続可能性 (105点)	両スキー場が地域経済にとってどれだけ重要であるかを評価する方法、そして具体的な施策を検討するにあたっての考え方やアプローチが示されているか。	35
		気候変動や人口減少といった社会の変化に対応し、スキー場の運営や地域全体の観光を持続可能にするための視点や工夫が盛り込まれているか。	35
		将来的に事業を担う外部の経営主体（民間企業、地域団体など）が、積極的に参入したくなるマスタープランを策定するための考え方や手法が示されているか。	35
4	組織運営体制と自治体関与の方向性 (70点)	松本市がスキー場の運営や再生において、どのような役割を担い、どのように関与すべきかといった論点について、提案者がどのような視点やアプローチで検討し、最適なあり方を導き出すかが示されているか。	70
5	将来ビジョンの具体性と実現可能性 (70点)	両スキー場それぞれの「あるべき姿」およびアルプスエリアのスノーリゾートとしての将来展望について、検討・判断するにあたって基本的な考え方やアプローチ、重視する視点が論理的に示されているか。	70

6	業務実施体制・方法 (140点)	本業務の複雑な課題解決に向けた、合理的かつ効率的な業務の進め方が具体的に無理のないスケジュールで提案されているか。	35
		関係者（松本市、地元有志、地域住民、現行管理者、関連事業者など）からの多様な意見聴取・調整を適切かつ効果的に行うための方法が提案されているか。	35
		本業務に必要とされる多岐にわたる専門知識と経験を有する体制となっているか。また、類似の業務において、十分な経験と実績を持っていることが示されているか。	70
7	その他 (70点)	本業務を実施するにあたり、提案者が独自に必要な・効果的と考える創意工夫が反映された手法が具体的に提案されているか。	70

イ 価格評価（70点満点）

評価内容	評価点
(最低提案見積額／当該提案見積額) × 70点	70

(2) 参加資格の確認

ア 「6 参加資格要件」に基づき参加資格の確認を行う。

イ 参加資格の確認結果は、確定後速やかに参加表明書提出者全員に通知する。

(3) 書面審査

ア 提案者が3者以下の場合、書面審査を実施しない。なお、書面審査は提出書類に基づき、「8(1)評価項目及び内容」に従い評価を行う。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア プレゼンテーション審査により契約候補者を選定する。なお、書面審査を実施した場合、書面審査通過者のみが参加可能となる。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ プレゼンテーションは1企画提案者あたり約30分（提案説明20分、質疑応答10分）を想定し、個別に行う。なお、提案者数によって時間は変更する場合がある。

エ 最低評価基準点は審査員全員の技術評価の合計点の6割とする。

オ 提案者が1者の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。

カ 実施委員会による採点が同点の場合には、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

キ 本審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には社名を公表しないなど、留意すること。

ク 審査は松本市での対面実施を基本とするが、不測の事態が発生した場合にはオン

ラインでの実施を検討する。

(5) 契約候補者の選定及び契約について

ア 実際の業務内容は、企画書に基づき、担当課と契約候補者による協議により決定するため、企画書の内容すなわち実際の業務内容ではないことに留意すること。

イ 契約候補者が「6 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。

ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(6) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、審査終了後に企画提案者全員に対して文書により通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

9 参加資格の喪失

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が、業務委託料上限額を超えた場合
- (5) その他市長が特に参加資格を有することが不適當であると認めた場合

10 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（松本市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

12 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

1.3 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 本市が提出した資料は、本市の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例（条例第72号）に基づく公開請求に則り審査結果を開示する場合がある。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等、国内外の情勢により、業務の一部停止を行う場合が生じるので留意すること。

1.4 問合せ先

担 当 松本市役所総合戦略局アルプスリゾート整備本部 秋葉 峻一
住 所 〒390-1592 松本市安曇1061番地1安曇支所2階
TEL 0263-94-2307
FAX 0263-94-2567
メール alpsresort@city.matsumoto.lg.jp